

# 助成金申請書類作成の手引き

令和2年10月  
燃料電池自動車用水素供給設備  
需要創出活動費支援事業  
(土地賃借料)

## (お問い合わせ先・申請書の提出先)

公益財団法人東京都環境公社  
東京都地球温暖化防止活動推進センター  
(愛称：クール・ネット東京)

〒163-0810

東京都新宿区西新宿2-4-1 新宿NSビル10階

TEL：03-5990-5159

ホームページ：

[https://www.tokyo-co2down.jp/company/subsidy/hydrogen\\_act/index.html](https://www.tokyo-co2down.jp/company/subsidy/hydrogen_act/index.html)

受付時間：月曜日～金曜日（祝祭日及び年末年始を除く）

9：00～17：00（12時～13時は除く）

## 東京都地球温暖化防止活動推進センターとは

「地球温暖化対策の推進に関する法律」第38条に規定され、地球温暖化防止活動の推進を図ることを目的とする一般財団法人の中から一つを、都道府県知事が指定するものです。東京都においては、財団法人東京都環境整備公社（現公益財団法人東京都環境公社）が平成20年2月4日に、東京都地球温暖化防止活動推進センターとしての指定を受け、同年4月1日に活動を開始しました。



## 目次

1 事業概要	1
1.1 目的	1
1.2 事業スキーム	1
1.3 スケジュールフロー	2
2 助成内容	4
2.1 助成対象者（交付要綱第3条参照）	4
2.2 助成対象経費（交付要綱第4条参照）	4
2.3 助成対象期間（交付要綱第5条参照）	6
2.4 助成金額（交付要綱第6条参照）	6
3 交付申請	7
3.1 申請手続き（交付要綱第7条参照）	7
3.2 申請書類の提出（交付要綱第7条参照）	9
3.3 申請にあたっての留意事項	9
3.4 交付決定（交付要綱第8条参照）	9
3.5 助成金交付の条件（交付要綱第9条参照）	10
3.6 申請の撤回（交付要綱第10条参照）	10
3.7 助成事業の内容変更に伴う申請等（交付要綱第11条参照）	10
3.8 実績報告（交付要綱第12条参照）	11
3.9 助成金の額の確定（交付要綱第13条参照）	11
3.10 助成金の請求及び交付（交付要綱第14条参照）	11
4 その他	12
4.1 債権譲渡の禁止（交付要綱第15条参照）	12
4.2 交付決定の取消し（交付要綱第16条参照）	12
4.3 助成金の返還（交付要綱第17条参照）	12
4.4 違約加算金（交付要綱第18条参照）	12
4.5 延滞金（交付要綱第19条参照）	13
4.6 他の助成金等の一時停止等（交付要綱第20条参照）	13
4.7 助成事業の経理（交付要綱第21条参照）	13
5 提出書類チェックリスト及び様式記入時ポイント	14

## 助成金を申請される皆様へ

当法人の助成金については、東京都の公的資金を財源としており、社会的にその適正な執行が強く求められております。当法人としましても、不正受給などの不正行為に対しては厳正に対処いたします。

燃料電池自動車用水素供給設備需要創出活動費支援事業に係る助成金を申請される方、申請後、採択が決定し助成金を受給される方におかれましては、以下の点につきまして、十分御認識された上で、助成金の申請又は受給を行っていただきますようお願いいたします。

1. 助成金の申請者が当法人に提出する書類には、如何なる理由があってもその内容に虚偽の記述があってはなりません。
2. 当法人は、必要に応じて本事業の実施状況について調査することがあります。
3. 当法人は、申請者及び手続き代行者その他の関係者が、偽りその他の不正の手段により手続きを行った疑いがある場合は、必要に応じて調査等を実施し、不正行為が認められたときは、当該関係者に対し相当の期間、助成金の交付決定の停止等の処分を行い、その名称及び不正の内容を公表します。
4. 前記事項に違反した場合は、当法人からの助成金交付決定及びその他の権利を取り消します。また、当法人から助成金が既に交付されている場合は、その全額に加算金（年率10.95%）を加えて返還していただきます。
5. 助成金に係る不正行為に対しては、「補助金に係る予算の執行の適正化に関する法律」（昭和30年8月27日法律第179号）の第29条から第32条において、刑事罰等を科す旨規定されています。

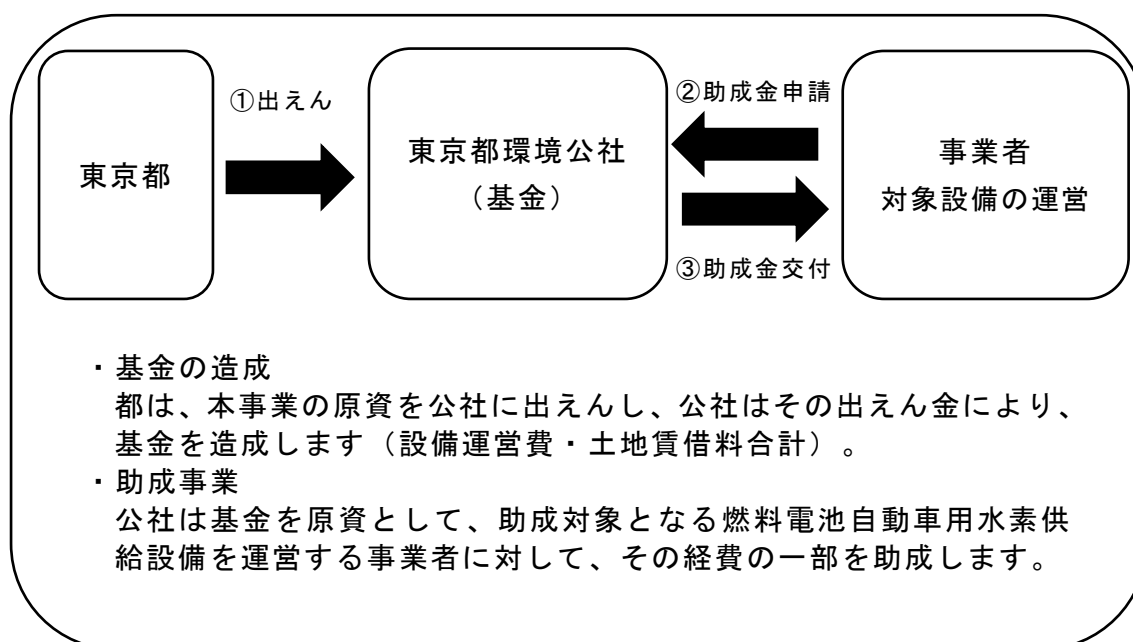
公益財団法人 東京都環境公社

# 1 事業概要

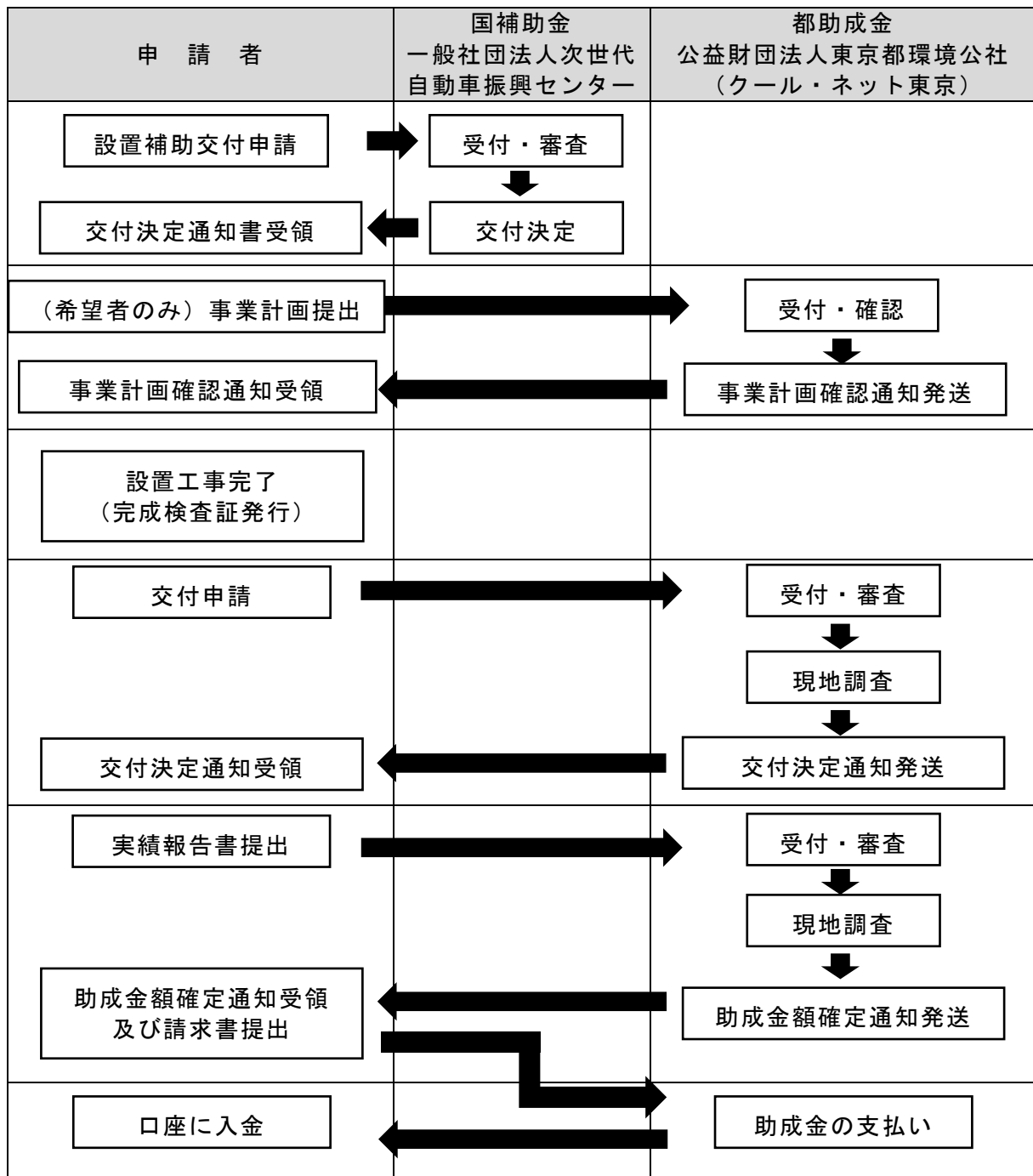
## 1.1 目的

燃料電池自動車用水素供給設備需要創出活動費支援事業（以下「本事業」という。）とは、公益財団法人東京都環境公社（以下「公社」という。）が、事業者の燃料電池自動車用水素供給設備の運営において、その土地賃借料の一部を助成することにより、東京都内（以下「都内」という。）における水素供給設備の導入を促進することを目的に実施するものです。

## 1.2 事業スキーム



### 1.3 スケジュールフロー



※ 申請予定者は、一般社団法人次世代自動車振興センター（以下「センター」という。）が実施する「燃料電池自動車用水素供給設備設置補助事業」（以下「国設置補助事業」という。）に係る補助金（以下「国補助金」という。）の交付決定後、事業計画を公社に提出することができます（提出は任意）。事業計画が提出された場合、公社は事業計画の内容を審査し、助成対象として適当であると確認されたときは、事業計画確認通知書を送付します。

※ 事業計画を提出する場合は事前に公社までご連絡ください。提出書類等の詳細をお伝えします。

※ 交付申請時、公社は申請書類の内容を確認し、助成金を交付すべきものと認め

たときは、公社の基金の範囲で、本助成金の交付を決定します。

- ※ 公社が受付した申請書類に不備がある場合、公社が申請者に修正を求めた日の翌日から起算して 20 日以内に、申請者が当該不備の修正を行わないときは、その申請は、撤回されたものとみなすことがあります。
- ※ 助成期間終了後、公社は実績報告の内容を確認し、交付決定の内容及び付した条件に適合すると認めるときは、助成金の額を確定します。
- ※ 公社は請求書の受理後、助成対象者に対し、助成対象者が指定した口座に助成金を支払います。

## 2 助成内容

### 2.1 助成対象者（交付要綱第3条参照）

本助成金の交付対象者（以下「助成対象者」という。）は、次の要件をすべて満たす大規模事業者及び中小事業者とします。

- (1) 国補助金の交付決定を受けていること。
- (2) 国補助金の交付決定を受けた水素供給設備の運営に必要な都内の土地（以下「水素供給用地」という。）を賃借して、水素供給用地において当該水素供給設備を継続して運営すること。

ただし、以下に該当するものは除きます。

過去に税金の滞納があるもの

刑事上の処分を受けているもの

東京都暴力団排除条例に規定する暴力団関係者等

水素供給設備を設置する土地の貸与者との間の会計処理が連結対象となるもの

その他、公的資金の交付先として社会通念上適切であると認められないもの

### 2.2 助成対象経費（交付要綱第4条参照）

本助成金の交付対象となる経費（以下「助成対象経費」という。）は、「2.3 助成対象期間」に定める助成対象期間に係る土地賃借料として、以下の表1のとおりとします。

助成対象経費に係る土地（実測）の範囲は以下の表2のとおりとします。

表1 助成対象経費

水素供給用地の賃借の方法	助成対象経費
助成対象期間を含む期間における賃貸借契約により水素供給用地を賃借する場合	土地の所有者との間で締結した賃貸借契約に基づき助成対象期間に水素供給用地を賃借するのに要する賃借料（注1）又は適切な賃借料（注2）のうち金額が低いもの
助成対象設備が移動式の水素供給設備であって、助成対象期間において水素供給設備を運営した日ごとに水素供給用地を賃借する場合	助成対象期間に水素供給用地を賃借するのに要する賃借料（水素供給設備が運営される日に要するものに限る。）（注1）又は適切な賃借料（注2）のうち金額が低いもの

（注1）助成対象経費の中に関連企業からの土地の賃借料分がある場合は、本助成金交付の目的にかんがみ、利益等排除を行った経費を助成対象経費とするものとする。

（注2）適切な賃借料とは次の（1）又は（2）のいずれかのことをいいます。ただし、助成対象設備が移動式の水素供給設備であって、助成対象期間の運営日ごとに水素供給用地を賃借する場合にあっては、次の（1）又は（2）



中「助成対象期間の日数」を「水素供給設備を運営した延べ日数」と読み替えます。この場合において、1日の運営時間が4時間に満たない日は、0.5日として扱います。なお、公有地で固定資産税が非課税の場合は、水素供給用地の賃借料を助成対象経費とします。

- (1) 水素供給用地を1年間賃借するのに要する金額として不動産鑑定士（不動産の鑑定評価に関する法律（昭和38年法律第152号）第24条第1項の規定による登録を受けた不動産鑑定業者に属するものであって、同法第15条第1項の規定による登録を受けたものをいう。）が国土交通省の定める不動産鑑定評価基準に基づき評価した金額を日当たりに換算した額に助成対象期間の日数を乗じた金額のこと。
- (2) 水素供給用地の固定資産税評価額（地方税法（昭和25年法律第226号）第411条第1項の規定により固定資産課税台帳に登録された額をいう。）の100分の6を乗じた金額を年間の土地賃借料として、同額を日当たりに換算した額に助成対象期間の日数を乗じた金額のこと。

表2 助成対象経費に係る土地の範囲

土地の利用方法	助成対象経費に係る土地の範囲
水素供給設備の運営のみを行う場合	賃借している土地の総面積
水素供給設備の運営以外の事業も併用する場合	以下を除いた水素供給設備の対象面積（注） <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 他事業者への転貸面積</li> <li>・ 水素供給設備の運営以外の営利活動（以下、「他の営利活動」とする。）対象面積</li> <li>・ 他の営利活動との共用の面積</li> </ul> ただし、他の営利活動を行う場合は、対象面積の合計面積を定置式の水素供給設備にあっては1,000㎡、移動式の水素供給設備にあっては600㎡を上限とする。

（注）対象面積とは以下に掲げるものをいいます。ただし、他の営利活動と共用する面積は除きます。

- ・ 設備の設置に係る面積（設備の垂直投影面積、設備間等の通路面積及び設備の維持管理のために必要な面積をいう。）
- ・ 水素の受入れに係る面積（水素搬入車両の駐車に必要な面積及び当該車両の転回に必要な面積をいう。）
- ・ 燃料電池自動車に水素を充填する場所の面積（水素を充填する燃料電池自動車の駐車場所の面積及び当該車両の転回に必要な面積をいう。）
- ・ 運営に係る面積（制御装置、監視装置、料金の収受に係る機器等を収めた管理棟の面積（従業員の待機場所を含む。）をいう。）

- ・ その他必要な面積（水素供給設備の保安距離を確保するための面積及び敷地形状、建築基準等を踏まえて商用の燃料電池自動車用水素供給施設として切り離すことが不可能な面積をいう。）

### 2.3 助成対象期間（交付要綱第5条参照）

水素供給設備の運営を開始した日から令和3年3月31日までとします。ただし、この期間の途中で水素供給設備の運営を終了する場合は終了日までとします。

運営を開始した日は、水素供給設備の種類に応じて、次のとおりです（運営開始日が令和2年4月1日より前の場合は、令和2年4月1日からとします）。

- （1）定置式の水素供給設備：高圧ガス保安法（昭和24年法律第204号）第21条第1項に基づく届出を行った高圧ガスの製造開始年月日
- （2）移動式の水素供給設備：一般高圧ガス保安規則（昭和41年5月25日通商産業省令第53号）第8条第2項一号りに基づき届出を行った移動式充填車による高圧ガスの充てんを行う最初の日

### 2.4 助成金額（交付要綱第6条参照）

助成金額は、助成対象経費の4分の1に水素供給設備の運営実績に応じた係数を乗じた額とし、運営実績に応じた係数の算定方法は以下の表3のとおりとします。本助成金の交付額に千円未満の端数が生じたときは、これを切り捨てるものとします。

表3 助成金の算出方法

水素供給用地の賃借の方法	水素供給設備の運営の実績に応じた係数
助成対象期間を含む期間における賃貸借契約により水素供給用地を賃借する場合	次の式により算出される値（注1） 水素供給設備を運営した日数（注2）÷（助成対象期間の日数－除外可能日数（注3））
助成対象設備が移動式の水素供給設備であって、助成対象期間の運営日ごとに水素供給用地を賃借する場合	1

（注1）算出される値が1以上となる場合は、1とみなします。

（注2）1日の運営時間が4時間に満たない場合は、0.5日と換算します。

（注3）除外可能日数は、定休日（週2日土日とする）、年末年始（4日間とする）及び保安検査、点検若しくは整備に要する日数（10日以内。助成対象期間が1年に満たない場合、点検整備の重要性を鑑て按分することがあります）の合計日数とします。

### 3 交付申請

#### 3.1 申請手続き（交付要綱第10条参照）

申請受付期限

**受付期限 令和3年3月31日（水曜日）**

本助成金の交付を受けようとする助成対象者は、国補助金において交付が決定し、その旨の通知を受け、水素供給設備の運営を開始した後に、交付申請書（第5号様式）、誓約書（第6号様式）、運営計画書（第7号様式）及び以下の表4に掲げる書類をとりまとめた上で、受付期限（天災地変等申請者の責めに帰することのできない理由として公社が認めるものがある場合にあっては、公社が認める期間）までに窓口持参により提出してください。

申請は、以下の内容に該当するものとします。

- ・ 申請は、水素供給用地毎に行われていること。
- ・ 運営する水素供給設備が高圧ガス保安法第20条に基づく完成検査を受け、同法第8条1号の技術上の基準に適合していると認められたものであること。
- ・ 申請する水素供給設備の土地賃借料に関し、他の助成金と重複して申請していないこと。
- ・ 助成対象経費の支払いが手形によるものではないこと。

なお、申請は、先着順に受け付けるものとし、本助成金の交付申請額の合計が公社の予算の範囲を超えた日（以下「予算超過日」という。）をもって、申請の受付を終了します。予算超過日に複数の申請があった場合は、当該複数の申請について抽選を行い、本助成金の交付申請額の合計が公社の基金を超えない範囲で受理するものを決定します。

表4 交付申請書添付書類

書類名		備考
(定置式の水素供給設備の場合) 高圧ガスの製造を開始した日として届け出た書面の写し※		
(移動式の水素供給設備の場合) 高圧ガスの充填を行う最初の日として届け出た書面の写し※		
不動産登記法第14条第1項に規定する地図又は同条第4項に規定する図面及び敷地の図面※		● 接続する道路も示すこと。
敷地求積図及び水素供給用地の総面積を説明する図面※		● CAD図面を提出の場合、同図面の余白に「本図面の記載内容に虚偽がないことを誓約いたします。」と記し、担当者所属・氏名を記載の上、担当者印を押印すること。
水素供給設備のレイアウト図※		
土地の賃貸借契約書の写し※		● 助成対象設備が移動式の水素供給設備であって、助成対象期間の運営日ごとに土地を賃借する場合は除きます。 ● 提出時には、 <u>原本</u> を提示し、原本に相違ないことの確認を受けるものとします。
借地の面積から除外する面積を説明する書類(土地の転貸に係る契約書)		● 同一の敷地内で水素供給設備の運営以外の営利活動を併用して行う場合で、土地を転貸する場合には限りません。
対象面積とその合計面積を説明する書類※		● 同一の敷地内で水素供給設備の運営以外の営利活動を併用して行う場合であって、自ら営利活動を行う場合には限りません。
土地の証明書の評価	不動産鑑定士による土地の賃借料の鑑定評価書の場合	● 発行日から1年以内のものとしします。
	固定資産税評価額の証明書の場合	● 交付申請をした日の属する年度(令和2年度)における額を証明するものとしします。
プレスリリース等、運営開始日(商用運営開始日)がわかる書類※		
その他会社が定めるもの		

※過去に本事業の申請を行ったことのある水素供給設備については添付不要です。

### 3.2 申請書類の提出（交付要綱第10条参照）

＜提出方法＞

原則、経済産業省の電子申請システム「J グランツ」を活用して申請書類をアップロードしてください。様式は「J グランツ」上又は公社のホームページからダウンロードしてお使いください。「J グランツ」を活用した電子申請にあたっては、G ビズ ID の取得（無料）が必要です。申請から取得まで 2～3 週間を要しますのでお早めに準備してください。

「J グランツ」の操作方法は「J グランツ」のクイックマニュアル等をご参照ください。具体的な申請手法は個別に公社までご連絡ください。

＜J グランツにおける土地賃借料のページ＞

<https://mng.jgrants.go.jp/subsidy/491>

＜申請様式のダウンロードページ＞

[https://www.tokyo-co2down.jp/company/subsidy/hydrogen\\_act/index.html](https://www.tokyo-co2down.jp/company/subsidy/hydrogen_act/index.html)

＜G ビズ ID のページ＞

<https://gbiz-id.go.jp/top/>

### 3.3 申請にあたっての留意事項

- (1) 審査の過程で、現地確認・調査を行うことがありますので、その際は御協力をお願いいたします。
- (2) 審査中の途中経過に関するお問合せには、一切応じかねますのであらかじめ御了承ください。
- (3) 選考に係わる審査料等は徴収しませんが、申請書類作成・送付等に係る経費は、助成対象者の自己負担になります。
- (4) 交付決定後、助成対象者の都合で辞退する場合は、次回以降の応募を制限することがあります。
- (5) 職員への働きかけ・陳情等により、公正中立性が確保されないと判断された場合には、審査対象から除外させていただきます。

### 3.4 交付決定（交付要綱第11条参照）

公社は、本助成金の交付の申請を受けた場合は、当該申請の内容についての書類審査及び必要に応じて行う現地調査等により、公社の基金の範囲内で本助成金の交付又は不交付の決定を行います。

本助成金を交付する場合にあつては交付決定通知書（第 8 号様式）により、不交付とする場合にあつては不交付決定通知書（第 9 号様式）により助成対象者に対し通知するものとします。

### 3.5 助成金交付の条件（交付要綱第12条参照）

公社は、本助成金の交付決定に当たっては、本事業の目的を達成するため、本助成金の交付決定の通知を受けた助成対象者（以下「被交付者」という。）に対し、交付の条件として、次に掲げる条件を付すものとします。

- （1）助成対象経費に係る水素供給用地では、水素供給設備の運営以外の営利活動を行わないこと。
- （2）申請において提出した運営計画書に記載したとおりの運営に努めるとともに、運営状況を確実に記録すること。
- （3）実績報告に当たっては、水素供給設備の運営の実績を正確に報告するとともに運営計画書との違いがある場合は、その違いについて理由を付して公社に説明すること。
- （4）公社が本助成金の交付決定の全部又は一部を取り消した場合は、これに従うこと。
- （5）公社が本助成金の全部又は一部の返還を請求した場合は、公社が指定する期日までに返還するとともに、違約加算金を併せて納付すること。この場合において、当該期日までに返還しなかったときは、延滞金を納付すること。
- （6）公社が本助成金の交付決定の通知を受けた助成対象事業（以下「助成事業」という。）の適正な執行に必要な範囲において報告を求め、又は現地調査等を行おうとするときは遅滞なくこれに応ずること。

### 3.6 申請の撤回（交付要綱第13条参照）

被交付者は、本助成金の交付決定の内容又はこれに付された条件に異議があるときは、本助成金の交付決定の通知を受領した日から14日以内に交付申請撤回届出書（第10号様式）を公社に提出し、申請の撤回をすることができます。

### 3.7 助成事業の内容変更に伴う申請等（交付要綱第14条参照）

被交付者は、次のいずれかに該当する場合は、あらかじめ助成事業内容変更申請書（第11号様式）を提出しなければなりません。ただし、該当する水素供給設備が「燃料電池自動車用水素供給設備の設備運営費の助成金」に規定する助成事業内容変更申請書（第6号様式）を提出している場合は、これを省略することができます。

公社は、変更の申請を受け、その内容が妥当であると認めたときは、変更を承認し、その旨を助成事業内容変更申請承認通知書（第12号様式）により、通知します。

なお、承認に当たり、必要に応じ条件を付する場合があります。

- ・ 助成事業の内容を変更しようとするとき。
- ・ 助成事業の全部又は一部を他に継承しようとするとき。
- ・ 助成事業の全部若しくは一部を中止し、又は廃止しようとするとき。

上記の内容の変更は、以下に掲げるものとします。

- ・ 水素供給設備を設置する事業所の住所
- ・ 土地の利用手法等
- ・ 移動式の水素供給設備の運営場所及び場所数
- ・ その他公社が本事業の適切な遂行を確保するため必要があると認める内容

被交付者は、被交付者の住所、名称、代表者氏名及び登録印の変更があった場合は、速やかに変更届出書（第 13 号様式）を提出してください。ただし、該当する水素供給設備が「燃料電池自動車用水素供給設備の設備運営費の助成金」に規定する変更届出書（第 8 号様式）を提出している場合は、これを省略することができます。

### 3.8 実績報告（交付要綱第15条参照）

被交付者は、助成対象期間の末日から起算して 30 日以内に、実績報告書（第 14 号様式）と以下の表 5 に掲げる関係書類により本事業の実績を報告しなければなりません。

表 5 実績報告書添付書類

書類名	備考
助成対象期間中に水素供給用地の賃借料として支払った額の全てを証する領収書等の証明書類	
運営実績を証する記録（助成対象期間内の開業日、開業時間、運営体制、充填車両数、水素充填量、保安検査等の実績を証明するもの）	● 国活動費補助金の報告書様式 H-2 及び H-3 をご提出ください。
その他公社が定めるもの	

### 3.9 助成金の額の確定（交付要綱第16条参照）

公社は、実績報告を受理し、当該報告に係わる審査及び必要に応じて実施する現地調査等により、その報告に係る内容が助成金の交付決定内容及びこれに付した条件に適合すると認めたときは、交付する助成金の額を確定し、速やかに被交付者に対して額の確定通知書（第 15 号様式）により通知するものとします。

### 3.10 助成金の請求及び交付（交付要綱第17条参照）

被交付者は、額の確定通知書を受けた後、公社に請求書（第 16 号様式）を提出しなければなりません。

公社は、請求書を受領した後、指定の口座に振込の手続きを行います。

## 4 その他

### 4.1 債権譲渡の禁止（交付要綱第18条参照）

被交付者は、交付決定によって生じる権利の全部又は一部を、第三者に対して譲渡をし、又は承継をさせてはいけません。ただし、公社の承認を事前に得た場合はこの限りではありません。

### 4.2 交付決定の取消し（交付要綱第19条参照）

次に掲げる事項に一つでも該当すると認められる場合は、助成金の交付決定の全部又は一部を取り消すことがあります。

- (1) 虚偽申請等不正事由が発覚したとき。
- (2) 交付決定の内容又は目的に反して本助成金を使用したとき。
- (3) 本事業に係る公社の指示に従わなかったとき。
- (4) 交付決定を受けた者（法人その他の団体にあつては、代表者、役員又は使用人その他の従業者若しくは構成員を含む。）が、暴力団員等に該当するに至ったとき。
- (5) その他、助成金の交付の決定の内容、これに付した条件、その他法令、又は東京都の要綱に基づく命令に違反したとき。

公社は、上記によって取消しを行った場合は、速やかに当該助成対象者に通知を行います。

### 4.3 助成金の返還（交付要綱第20条参照）

公社は、被交付者に対し、「4.2 交付決定の取消し」による取消しを行った場合において、既に交付を行った本助成金があるときは、当該被交付者に対し、期限を付して当該本助成金の全部又は一部の返還を請求します。

被交付者は、本助成金の返還の請求を受けたときは、公社が指定する期日までに、当該本助成金を公社に返還しなければなりません。

被交付者は、本助成金の返還をしたときは、公社に対し、返還報告書（第17号様式）を提出してください。

### 4.4 違約加算金（交付要綱第21条参照）

公社は、被交付者に対し、「4.3 助成金の返還」による返還請求を行ったときは、当該被交付者に対し、本助成金の受領の日から納付の日までの日数（公社の事務処理に係る期間として公社が認める日数を除く。）に応じ、返還すべき額につき年10.95パーセントの割合を乗じて計算した違約加算金を請求します。

被交付者は、違約加算金の請求を受けたときは、これを公社に納付しなければなりません。

被交付者は、違約加算金を納付したときは、公社に対し、返還報告書（第17号様



式)を提出してください。

#### 4.5 延滞金（交付要綱第22条参照）

「4.3 助成金の返還」による返還請求を受けたにも関わらず、当該被交付者が、公社が指定する期限までに当該返還金額（違約加算金がある場合には当該違約加算金を含む。）を納付しなかったときは、当該被交付者に対し、納付期限の翌日から納付の日までの日数に応じ、未納付の額につき年 10.95 パーセントの割合を乗じて計算した延滞金を請求します。

被交付者は、延滞金の請求を受けたときは、これを公社に納付しなければなりません。

被交付者は、延滞金を納付したときは、公社に対し、返還報告書（第 17 号様式）を提出してください。

#### 4.6 他の助成金等の一時停止等（交付要綱第23条参照）

公社は、被交付者に対し、本助成金の返還を請求し、被交付者が当該本助成金、違約加算金又は延滞金の全部又は一部を納付しない場合において、同種の事務又は事業について交付すべき助成金その他の給付金があるときは、相当の限度においてその交付を一時停止し、又は当該給付金と未納付額とを相殺します。

#### 4.7 助成事業の経理（交付要綱第24条参照）

被交付者は、助成事業の経理について、その収支を明確にした証拠の書類を整備し、公社が本助成金の額の確定をした日の属する公社の会計年度の終了の日から5年間保存しておかなければなりません。

## 5 提出書類チェックリスト及び様式記入時ポイント

### 交付申請書提出時書類チェックリスト

No	書類名	備考	確認
1	交付申請書（第5号様式）	● 水素供給用地毎に申請を行います。	
2	移動式水素供給設備の運営場所等（第5号様式付表1）	● 移動式の場合は添付します。	
3	誓約書（第6号様式）		
4	運営計画書（第7号様式）		
5	（定置式の水素供給設備の場合） 高圧ガスの製造を開始した日として届け出た書面の写し※		
6	（移動式の水素供給設備の場合） 高圧ガスの充填を行う最初の日として届け出た書面の写し※		
7	不動産登記法第14条第1項に規定する地図又は同条第4項に規定する図面及び敷地の図面※	● 接続する道路も示すこと。	
8	敷地求積図及び水素供給用地の総面積を説明する図面※	● CAD図面を提出の場合、同図面の余白に「本図面の記載内容に虚偽がないことを誓約いたします。」と記し、担当者所属・氏名を記載の上、担当者印を押印すること。	
9	水素供給設備のレイアウト図※		
10	土地の賃貸借契約書の写し※	● 助成対象設備が移動式の水素供給設備であって、助成対象期間の運営日ごとに土地を賃借する場合は除きます。	
11	借地の面積から除外する面積を説明する書類（土地の転賃に係る契約書）※	● 同一の敷地内で水素供給設備の運営以外の営利活動を併用して行う場合で、土地を転賃する場合に限りです。	
12	対象面積とその合計面積	● 同一の敷地内で水素供給設備の運営以	

	を説明する書類※		外の営利活動を併用して行う場合であって、自ら営利活動を行う場合に限り ます。	
13	土地の 評価 証明書	不動産鑑定士による土地の賃借料の鑑定評価書の場合	● 発行日から1年以内のものとし ます。	
		固定資産税評価額の証明書の場合	● 交付申請をした日の属する年度（令和2年度）における額を証明するものとし ます。	
14	プレスリリース等、運営開始日（商用運営開始日）がわかる書類※			
15	その他会社が定めるもの			

※過去に本事業の申請を行ったことのある水素供給設備については添付不要です。

#### 実績報告書提出時書類チェックリスト

No	書類名	備考	確認
1	実績報告書（第14号様式）	● 水素供給用地毎に報告を行います。	
2	移動式水素供給設備の運営場所等（第14号様式 付表1）	● 移動式の場合は添付します。	
3	助成対象期間中に水素供給用地の賃借料として支払った額の全てを証する領収書等の証明書類		
4	運営実績を証する記録（助成対象期間内の開業日、開業時間、運営体制、充填車両数、水素充填量、保安検査等の実績を証明するもの）	● 国活動費補助金の報告書様式H-2及びH-3をご提出ください。	
5	その他会社が定めるもの		

燃料電池自動車用水素供給設備の運営に係る土地賃借料の助成金  
交付申請書

作成日 令和2年12月1日

公益財団法人 東京都環境公社  
理事長 殿

事業者名 水素需要創出活動株式会社  
代表者名 代表取締役 燃料 電池

登録  
印

燃料電池自動車用水素供給設備の運営に係る土地賃借料の助成金交付要綱第10条第1項の規定に基づき、下記のとおり申請します。  
なお、同要綱に定めるところに従うことを承知の上申請します。

記

申請内容				
—		—		
水素供給設備名称		新宿水素ステーション		
設置事業所住所		東京都新宿区新宿9-8-7		
申請水素供給用地(移動式の場合)		<input type="checkbox"/> 運営場所1 <input type="checkbox"/> 運営場所2 <input type="checkbox"/> 運営場所3		
水素供給用地等	—	—	運営開始日	平成28年9月1日
	総面積	1,000.00 m <sup>2</sup>	助成対象期間	令和2年4月1日 から
	水素供給設備専用面積	1,000.00 m <sup>2</sup>		令和3年3月31日 まで
	他の営利活動の有無	<input type="checkbox"/> 有 <input checked="" type="checkbox"/> 無		( 365 日間 )
助成対象面積	1,000.00 m <sup>2</sup>			
運営実績(見込み)	延べ運営日数		248.0 日	
	除外可能日数	定休日: 104 日		年末年始: 4 日
		保安検査、点検、整備に要する日数: 10 日		
	運営実績に応じた係数		1.0000000000	
土地賃借料(1年間賃借するのに要する金額)	契約等に基づく金額		60,000,000 円	
	不動産鑑定士による評価額		(任意) 円	
	固定資産税評価額×6%		(任意) 36,000,000 円	
助成金額	—		—	
	助成金申請額		9,000,000 円	
本助成事業に係る取引先との利益排除の対象となる関係の有無				<input type="checkbox"/> 有 <input checked="" type="checkbox"/> 無

担当者	氏名	水素 太郎	電話	03-1234-5678
	部署	新エネルギー本部 水素事業課 水素ステーション係		
	住所	〒 123-4567 東京都千代田区千代田10-11-12 ABCビル1階		
	メール	<a href="mailto:suiso-st@energy.com">suiso-st@energy.com</a>		

第5号様式(土地賃借料:交付申請書)

★:他の様式で入力した内容を自動表示(相違や変更が生じた場合は該当項目に直接入力)

項目	説明
作成日	本申請書の作成日 ※yy/m/d(西暦)形式で入力 <和暦で表示>
事業者名	申請する事業者名を入力
代表者名	公的証明書に記載されている役職と代表者を入力
登録印	登録印を押印(Jグランツの場合は不要)
(注)連名による申請の場合(例:事業者①、事業者②) ・事業者①の情報は申請書向かって左側に入力 ・事業者②の情報は申請書向かって右側に入力	
<div style="border: 1px solid black; background-color: #f8d7da; padding: 10px; margin: 10px auto; width: fit-content;"> <p><b>(ご注意) 先に「交付申請助成金算出シート」をご記入ください。</b></p> </div>	
—	—
水素供給設備名称	申請する水素ステーションの名称を入力
設置事業所住所	申請する水素ステーションの住所を入力
申請水素供給用地	【移動式の場合】第5号付表1のうち申請対象とする運営場所に■を選択
運営開始日	【運営費】交付申請書(第1号様式)「運営開始日」を入力 ※yy/m/d(西暦)形式で入力 <和暦で表示>
★水素供給用地等	交付申請助成金算出シート「総面積【☆】」、「水素供給設備専用面積【☆'】」、「助成対象面積【☆☆】」を表示 ※「他の営利活動の有無」は、「水素供給設備専用面積上限」で判定。
★助成対象期間	交付申請助成金算出シート「助成対象期間開始日」、「助成対象期間終了日」、「助成対象期間の日数」を表示
★延べ運営日数	交付申請助成金算出シート「延べ運営日数」を表示
★定休日/年末年始	交付申請助成金算出シート「定休日」/「年末年始」を表示
★保安検査、点検、整備日数	交付申請助成金算出シート「保安検査・点検・整備に要する日数」を表示
★運営実績に応じた係数	交付申請助成金算出シート「運営実績に応じた係数」を表示
★契約等に基づく金額	交付申請助成金算出シート「面積按分【A】」を表示
不動産鑑定士による評価額	【任意】不動産鑑定評価基準に基づいた評価額を入力
★固定資産評価額×6%	交付申請助成金算出シート「固定資産税評価額×6%【B】」を表示
—	—
★助成金申請額	交付申請助成金算出シート「見込みに基づく算定額」を表示
利益排除の有無	該当するものに■を選択
氏名/電話	申請担当者の氏名と電話番号を入力
部署	申請担当者の所属部署を入力
郵便番号/住所	通知文書の送付先郵便番号と住所を入力
メール	申請担当者のメールアドレスを入力

移動式水素供給設備の運営場所等

※定置式の場合は不要

	住所	運営場所に設置する 付帯設備の有無(設備名称)
設置事業所	東京都新宿区新宿9-8-7	—
運営場所1	東京都新宿区新宿9-8-7	(新宿水素ステーション、ディーゼル発電機、エアコンプレッサ、キャンピングカー)
運営場所2		
運営場所3		

第5号様式 付表1(土地賃借料:移動式水素供給設備の運営場所等)

※定置式の場合は提出不要。

★:他の様式で入力した内容を自動表示(相違や変更が生じた場合は該当項目に直接入力)

項目	説明
★ 設置事業所	交付申請書(第5号様式)「設置事業所住所」を表示
運営場所1～3 住所	【運営費】交付申請 移動式水素供給設備の運営場所等(第1号様式付表2)「運営場所住所1～3」を入力
運営場所1～3 付帯設備	【運営費】交付申請 移動式水素供給設備の運営場所等(第1号様式付表2)「運営場所に設置する付帯設備の有無(設備名称)1～3」を入力
—	—

<土地賃借料 交付申請助成金算出シート>

	入力/計算項目	入力値/計算値
助成対象期間	助成対象期間の基準日数	365
	助成対象期間開始日	令和2年4月1日
	助成対象期間終了日	令和3年3月31日
	助成対象期間の日数	365
	助成対象期間係数	1.0000000000
運営実績（見込み）	延べ運営日数	248.0
	除外可能日数 定休日の日数	104
	除外可能日数 年末年始の日数	4
	除外可能日数 保安検査・点検・整備に要する日数	10
	除外可能日数の合計	118.0
	運営実績に応じた係数	1.0000000000
水素供給用地等	総面積【☆】	1,000.0000
	他事業者への転貸面積①	0.0000
	水素供給設備運営以外の営利活動の対象面積②	0.0000
	水素供給設備運営以外の営利活動との共用部面積③	0.0000
	水素供給設備専用面積【☆'】	1,000.0000
	水素供給設備の運営以外の営利活動がある場合の水素供給設備専用面積上限（②又は③が0以外の場合）	0.0000
	助成対象面積【☆☆】	1,000.0000



<土地賃借料 交付申請助成金算出シート>

項目/単位	説明
日	365 ※1事業年度の2月が29日までの場合は366に変更
—	・運営開始日が申請年度より前の場合:申請年度4/1を入力 ・申請年度途中で定置式の水素ST完成:高圧ガスの製造開始年月日を入力 ・申請年度途中で移動式の水素ST完成:高圧ガスの充填期間初日を入力 ※yy/m/d(西暦)形式で入力 <和暦で表示> ★交付申請書(第5号様式)「助成対象期間」に表示
—	申請年度翌年3/31を入力 ※yy/m/d(西暦)形式で入力 <和暦で表示> ★交付申請書(第5号様式)「助成対象期間」に表示
日	=助成対象期間終了日-助成対象期間開始日+1 ★交付申請書(第5号様式)「助成対象期間」に表示
—	=助成対象期間の日数/助成対象期間の基準日数 <小数第11位切り捨て>
日	助成対象期間内の運営日数を見込みで入力 ※営業時間が4時間未満の場合は0.5日とする ★交付申請書(第5号様式)「延べ運営日数」に表示
日	助成対象期間内の土・日の日数を入力 ※1年間で104日 or 105日(2020年度は104日) ★交付申請書(第5号様式)「除外可能日数 定休日」に表示
日	4(固定値) ★交付申請書(第5号様式)「除外可能日数 年末年始」に表示
日	助成対象期間内の保安検査・点検・整備に要する日数を見込みで入力 ※最大10日 ★交付申請書(第5号様式)「除外可能日数 保安検査、点検、整備・・・」に表示
日	=定休日の日数+年末年始の日数+保安検査・点検・整備に要する日数
—	=延べ運営日数/(助成対象期間の日数-除外可能日数の合計) <有効数字10桁(小数第11位切り捨て)> ※1以上の場合は1とみなす ★交付申請書(第5号様式)「運営実績に応じた係数」に表示
m <sup>2</sup>	賃借している土地の実測面積を入力 ★交付申請書(第5号様式)「総面積」に表示
m <sup>2</sup>	実測面積を入力 ※該当なしの場合は0を入力
m <sup>2</sup>	実測面積を入力 ※該当なしの場合は0を入力 ★水素供給設備運営以外の営利活動との共用部面積③との合計値により 交付申請書(第5号様式)「他の営利活動の有無」に表示
m <sup>2</sup>	実測面積を入力 ※該当なしの場合は0を入力 ★水素供給設備運営以外の営利活動の対象面積②との合計値により 交付申請書(第5号様式)「他の営利活動の有無」に表示
m <sup>2</sup>	=【☆】-①-②-③ 水素ステーションの実測面積 ★交付申請書(第5号様式)「水素供給設備専用面積」に表示
m <sup>2</sup>	・②+③=0場合:0を選択 ・②+③>0 かつ定置式の場合:1,000を選択 ・②+③>0 かつ移動式の場合:600を選択
m <sup>2</sup>	・②+③=0の場合:【☆】 ・②+③>0の場合:【☆】と水素供給設備専用面積上限のうち小さい面積 ★交付申請書(第5号様式)「助成対象面積」に表示

<土地賃借料 交付申請助成金算出シート>

	入力/計算項目	入力値/計算値
土地賃借料 (1年間)	契約に基づく金額 (月額) ①	2,000,000
	契約に基づく金額 (月額) ②	3,000,000
	契約に基づく金額 (月額) ③	
	契約に基づく金額 (月額) ①～③合計の年額	60,000,000
	契約に基づく金額の面積按分【A】	60,000,000
	固定資産税評価額①	800,000,000
	固定資産税評価額②	1,000,000,000
	固定資産税評価額③	
	固定資産税評価額①～③合計	1,800,000,000
	固定資産税評価額①～③総敷地実測面積	3,000.0000
	固定資産税評価額①～③面積按分	600,000,000
	固定資産税評価額×6%【B】	36,000,000
助成金額	交付上限額	—
	助成対象経費：土地賃借料【A】と【B】のうち低い金額	36,000,000
	固定係数	4
	助成対象経費を固定係数で除算した額	9,000,000
	上記の助成対象期間按分	9,000,000
	上記の運営実績に応じた係数按分	9,000,000
	端数調整	9,000,000
	見込みに基づく算定額	9,000,000

<土地賃借料 交付申請助成金算出シート>

項目/単位	説明
円	最新の契約書から転記
円	※賃借契約が複数ある場合(又は1契約で内訳が複数ある場合)は②～③に入力
円	
円	=契約に基づく金額(月額)①～③*12
円	=契約に基づく年額*(助成対象面積【☆☆】/総面積【☆】) <小数点以下切り捨て> ★交付申請書(第5号様式)「土地賃借料 契約等に基づく金額」に表示
円	固定資産評価証明書の[令和yy年度価格]を転記
円	※交付申請年度が対象
円	※固定資産評価証明書が複数ある場合は②～③に入力
円	=固定資産税評価額①～③の合計
円	固定資産税評価額①～③の敷地合計実測面積 ・総面積【☆】の範囲=固定資産税評価額における敷地範囲の場合:【☆】を入力 ・上記の式を満たさない場合:別途計測した実測面積を入力 ※固定資産評価証明書に記載されている登記地積や現況地積ではない
円	=固定資産税評価額①～③合計*(助成対象面積【☆☆】/固定資産税評価額①～③総敷地実測面積) <小数点以下切り捨て>
円	=固定資産税評価額①～③面積按分*0.06 <小数点以下切り捨て> ★交付申請書(第5号様式)「土地賃借料 固定資産税評価額×6%」に表示
—	—
円	・固定資産税評価額を入力していない場合:【A】 ・上記以外の場合:【A】と【B】のうち低い金額
—	4(固定値)
円	=助成対象経費/固定係数 <小数点以下切り捨て>
円	=固定係数で除算済みの助成対象経費*助成対象期間係数 <小数点以下切り捨て>
円	=助成対象期間按分済みの助成対象経費*運営実績に応じた係数 <小数点以下切り捨て>
円	運営実績に応じた係数按分済みの助成対象経費の端数調整 <千円未満切り捨て>
円	助成金額 ★交付申請書(第5号様式)「助成金申請額」に表示

## 誓約書

公益財団法人 東京都環境公社  
理事長 殿

燃料電池自動車用水素供給設備の運営に係る土地賃借料の助成金交付要綱（以下「交付要綱」という。）第10条の規定に基づく助成金の交付の申請を行うに当たり、当該申請により助成金等の交付を受けようとする者（法人その他の団体にあつては、代表者、役員又は使用人その他の従業員若しくは構成員を含む。）が交付要綱第3条に規定する助成対象者に該当し、将来にわたっても該当するよう法令等を遵守することをここに誓約いたします。

また、この誓約に違反又は相違があり、交付要綱第19条の規定により助成金交付決定の全部又は一部の取消しを受けた場合において、交付要綱第20条に規定する助成金の返還を請求されたときは、これに異議なく応じることを誓約いたします。

あわせて、貴公社又は東京都が必要と認めた場合には、暴力団関係者であるか否かの確認のため、警視庁へ照会がなされることに同意いたします。

令和2年12月1日

住 所 〒 123-4567

東京都千代田区千代田10-11-12 ABCビル1階

事業者名 水素需要創出活動株式会社

代表者名 代表取締役 燃料 電池

登録  
印

\* 法人その他の団体にあつては、主たる事務所の所在地、名称及び代表者の氏名を記入すること。

\* この誓約書における「暴力団関係者」とは、次に掲げる者をいう。

- ・暴力団又は暴力団員が実質的に経営を支配する法人等に所属する者
- ・暴力団員を雇用している者
- ・暴力団又は暴力団員を不当に利用していると認められる者
- ・暴力団の維持、運営に協力し、又は関与していると認められる者
- ・暴力団又は暴力団員と社会的に非難されるべき関係を有していると認められる者

第6号様式(土地賃借料:誓約書)

★:他の様式で入力した内容を自動表示(相違や変更が生じた場合は該当項目に直接入力)

項目	説明
★ 作成日	交付申請書(第5号様式)「作成日」を表示
郵便番号	申請する事業者の郵便番号を入力
住所	申請する事業者の住所を入力
★ 事業者名	交付申請書(第5号様式)「事業者名」を表示
★ 代表者名	交付申請書(第5号様式)「代表者名」を表示
★	(上記の続きがあれば表示)
登録印	登録印を押印(Jグランツの場合は不要)
郵便番号(連名)	【連名の場合】申請する事業者の郵便番号を入力(※)
住所(連名)	【連名の場合】申請する事業者の住所を入力(※)
★ 事業者名(連名)	【連名の場合】交付申請書(第5号様式)「事業者名」を表示(※)
★ 代表者名(連名)	【連名の場合】交付申請書(第5号様式)「代表者名」を表示(※)
登録印(連名)	【連名の場合】登録印を押印(※)(Jグランツの場合は不要)

※連名の場合は、交付申請書の向かって右側に記載した事業者を対象とする。



燃料電池自動車用水素供給設備の運営に係る土地賃借料の助成金  
実績報告書

作成日 令和3年4月28日

公益財団法人 東京都環境公社  
理事長 殿

事業者名 水素需要創出活動株式会社  
代表者名 代表取締役 燃料 電池



以下の助成金交付決定番号をもって交付決定のあった標記助成金について、燃料電池自動車用水素供給設備の運営に係る土地賃借料の助成金交付要綱第15条の規定に基づき、下記のとおり報告します。

記

報告内容				
助成金交付決定番号		hystal0299		
水素供給設備名称		新宿水素ステーション		
設置事業所住所		東京都新宿区新宿9-8-7		
申請水素供給用地(移動式の場合)		<input type="checkbox"/> 運営場所1 <input type="checkbox"/> 運営場所2 <input type="checkbox"/> 運営場所3		
水素供給用地等	申請時との違い	<input type="checkbox"/> 有 <input checked="" type="checkbox"/> 無	運営開始日	平成28年9月1日
	総面積	1,000.00 m <sup>2</sup>	助成対象期間	令和2年4月1日 から
	水素供給設備専用面積	1,000.00 m <sup>2</sup>		令和3年3月31日 まで
	他の営利活動の有無	<input type="checkbox"/> 有 <input checked="" type="checkbox"/> 無		( 365 日間 )
助成対象面積		1,000.00 m <sup>2</sup>		
運営実績		延べ運営日数	202.5 日	
		除外可能日数	定休日: 104 日	年末年始: 4 日
			保安検査、点検、整備に要する日数: 10 日	
運営実績に応じた係数		0.8198380566		
土地賃借料(1年間賃借するのに要する金額)		契約等に基づく金額	60,000,000 円	
		不動産鑑定士による評価額	円	
		固定資産税評価額×6%	36,000,000 円	
助成金額		交付上限額	9,000,000 円	
		実績に基づく算定額	7,378,000 円	
本助成事業に係る取引先との利益排除の対象となる関係の有無				<input type="checkbox"/> 有 <input type="checkbox"/> 無

担当者	氏名	水素 太郎	電話	03-1234-5678
	部署	新エネルギー本部 水素事業課 水素ステーション係		
	住所	〒123-4567 東京都千代田区千代田10-11-12 ABCビル1階		
	メール	suiso-st@energy.com		

第14号様式(土地賃借料:実績報告書)

★:他の様式で入力した内容を自動表示(相違や変更が生じた場合は該当項目に直接入力)

項目	説明
作成日	本申請書の作成日 ※yy/m/d(西暦)形式で入力 <和暦で表示>
★事業者名	交付申請書(第5号様式)「事業者名」を表示
★代表者名	交付申請書(第5号様式)「代表者名」を表示
登録印	登録印を押印(Jグランツの場合は不要)
★事業者名(連名)	【連名の場合】交付申請書(第5号様式)「事業者名」を表示
★代表者名(連名)	【連名の場合】交付申請書(第5号様式)「代表者名」を表示
登録印(連名)	【連名の場合】登録印を押印(Jグランツの場合は不要)
<div style="border: 1px solid red; background-color: #ffe6e6; padding: 10px; margin: 10px auto; width: 80%;"> <p><b>(ご注意) 先に「実績報告助成金算出シート」をご記入ください。</b></p> </div>	
★助成金交付決定番号	■交付決定内容入力 ■「助成金交付決定番号」を表示
★水素供給設備名称	交付申請書(第5号様式)「水素供給設備名称」を表示
★設置事業所住所	交付申請書(第5号様式)「設置事業所住所」を表示
申請水素供給用地	【移動式の場合】第14号付表1のうち申請対象とする運営場所に■を選択
★運営開始日	交付申請書(第5号様式)「運営開始日」を表示
★水素供給用地等	「申請時との違い」は該当するものに■を選択。 実績報告助成金算出シート「総面積【☆】」、「水素供給設備専用面積【☆☆】」、「助成対象面積【☆☆☆】」を表示 ※「他の営利活動の有無」は、「水素供給設備専用面積上限」で判定。
★助成対象期間	実績報告助成金算出シート「助成対象期間開始日」、「助成対象期間終了日」、「助成対象期間の日数」を表示
★延べ運営日数	実績報告助成金算出シート「延べ運営日数」を表示
★定休日 / 年末年始	実績報告助成金算出シート「定休日」 / 「年末年始」を表示
★保安検査、点検、整備日数	実績報告助成金算出シート「保安検査・点検・整備に要する日数」を表示
★運営実績に応じた係数	実績報告助成金算出シート「運営実績に応じた係数」を表示
★契約等に基づく金額	実績報告助成金算出シート「面積按分【A】」を表示
不動産鑑定士による評価額	【任意】不動産鑑定評価基準に基づいた評価額を入力
★固定資産評価額×6%	実績報告助成金算出シート「固定資産税評価額×6%【B】」を表示
★交付上限額	実績報告助成金算出シート「交付上限額」を表示
★実績に基づく算定額	実績報告助成金算出シート「実績に基づく算定額」を表示
利益排除の有無	該当するものに■を選択
★氏名/電話	交付申請書(第5号様式)「氏名」と「電話」を表示
★部署	交付申請書(第5号様式)「部署」を表示
★郵便番号/住所	交付申請書(第5号様式)「住所」を表示
★メール	交付申請書(第5号様式)「メール」を表示

## 移動式水素供給設備の運営場所等

	住所	運営場所に設置する 付帯設備の有無(設備名称)
設置事業所	東京都新宿区新宿9-8-7	—
運営場所1	東京都新宿区新宿9-8-7	(新宿水素ステーション、ディーゼル 発電機、エアコンプレッサ、キャンピ ングカー)
運営場所2		
運営場所3		



第14号様式 付表1(土地賃借料:移動式水素供給設備の運営場所等)

※定置式の場合は提出不要。

★:他の様式で入力した内容を自動表示(相違や変更が生じた場合は該当項目に直接入力)

項目	説明
★ 設置事業所	交付申請 移動式水素供給設備の運営場所等(第5号様式付表1)「設置事業所」を表示
★ 運営場所1～3 住所	交付申請 移動式水素供給設備の運営場所等(第5号様式付表1)「運営場所住所1～3」を表示
★ 運営場所1～3 付帯設備	交付申請 移動式水素供給設備の運営場所等(第5号様式付表1)「運営場所に設置する付帯設備の有無(設備名称)1～3」を表示
★ —	—

<土地賃借料 実績報告助成金算出シート>

	入力/計算項目	入力値/計算値
助成対象期間	助成対象期間の基準日数	365
	助成対象期間開始日	令和2年4月1日
	助成対象期間終了日	令和3年3月31日
	助成対象期間の日数	365
	助成対象期間係数	1.0000000000
運営実績	延べ運営日数	202.5
	除外可能日数 定休日の日数	104
	除外可能日数 年末年始の日数	4
	除外可能日数 保安検査・点検・整備に要する日数	10
	除外可能日数の合計	118.0
	運営実績に応じた係数	0.8198380566
水素供給用地等	総面積【☆】	1,000.0000
	他事業者への転貸面積①	0.0000
	水素供給設備運営以外の営利活動の対象面積②	0.0000
	水素供給設備運営以外の営利活動との共用部面積③	0.0000
	水素供給設備専用面積【☆】	1,000.0000
	水素供給設備の運営以外の営利活動がある場合の水素供給設備専用面積上限 (②又は③が0以外の場合)	0.0000
	助成対象面積【☆☆】	1,000.0000

<土地賃借料 実績報告助成金算出シート>

項目/単位	説明
日	365 ※1事業年度の2月が29日までの場合は366に変更
—	・運営開始日が申請年度より前の場合:申請年度4/1を入力 ・申請年度途中に定置式の水素ST完成:高压ガスの製造開始年月日を入力 ・申請年度途中に移動式の水素ST完成:高压ガスの充填期間初日を入力 ※yy/m/d(西暦)形式で入力 <和暦で表示> ★実績報告書(第14号様式)「助成対象期間」に表示
—	申請年度翌年3/31を入力 ※yy/m/d(西暦)形式で入力 <和暦で表示> ★実績報告書(第14号様式)「助成対象期間」に表示
日	=助成対象期間終了日-助成対象期間開始日+1 ★実績報告書(第14号様式)「助成対象期間」に表示
—	=助成対象期間の日数/助成対象期間の基準日数 <小数第11位切り捨て>
日	様式H-2から運営日数をカウントして入力 ※営業時間が4時間未満の場合は0.5日とする ★実績報告書(第14号様式)「延べ運営日数」に表示
日	助成対象期間内の土・日の日数を入力 ※1年間で104日 or 105日(2020年度は104日) ★実績報告書(第14号様式)「除外可能日数 定休日」に表示
日	4(固定値) ★実績報告書(第14号様式)「除外可能日数 年末年始」に表示
日	様式H-3における[年間補助対象商用運用日数-年間営業日数]を入力 ※最大10日。上記式で10日に満たない場合は、H-2で補助対象商用運用日数外の整備等を確認し、追加も可。 ★実績報告書(第14号様式)「除外可能日数 保安検査、点検、整備・・・」に表示
日	=定休日の日数+年末年始の日数+保安検査・点検・整備に要する日数
—	=延べ運営日数/(助成対象期間の日数-除外可能日数の合計) <有効数字10桁(小数第11位切り捨て)> ※1以上の場合は1とみなす ★実績報告書(第14号様式)「運営実績に応じた係数」に表示
m <sup>2</sup>	賃借している土地の実測面積を入力 ★実績報告書(第14号様式)「総面積」に表示
m <sup>2</sup>	実測面積を入力 ※該当なしの場合は0を入力
m <sup>2</sup>	実測面積を入力 ※該当なしの場合は0を入力 ★水素供給設備運営以外の営利活動との共用部面積③との合計値により 実績報告書(第14号様式)「他の営利活動の有無」に表示
m <sup>2</sup>	実測面積を入力 ※該当なしの場合は0を入力 ★水素供給設備運営以外の営利活動の対象面積②との合計値により 実績報告書(第14号様式)「他の営利活動の有無」に表示
m <sup>2</sup>	=【☆】-①-②-③ 水素ステーションの実測面積 ★実績報告書(第14号様式)「水素供給設備専用面積」に表示
m <sup>2</sup>	・②+③=0場合:0を選択 ・②+③>0 かつ定置式の場合:1,000を選択 ・②+③>0 かつ移動式の場合:600を選択
m <sup>2</sup>	・②+③=0の場合:【☆】 ・②+③>0の場合:【☆】と水素供給設備専用面積上限のうち小さい面積 ★実績報告書(第14号様式)「助成対象面積」に表示

<土地賃借料 実績報告助成金算出シート>

	入力/計算項目	入力値/計算値
土地賃借料 (1年間)	契約に基づく金額 (月額) ①	2,000,000
	契約に基づく金額 (月額) ②	3,000,000
	契約に基づく金額 (月額) ③	
	契約に基づく金額 (月額) ①～③合計の年額	60,000,000
	契約に基づく金額の面積按分【A】	60,000,000
	固定資産税評価額①	800,000,000
	固定資産税評価額②	1,000,000,000
	固定資産税評価額③	
	固定資産税評価額①～③合計	1,800,000,000
	固定資産税評価額①～③総敷地実測面積	3,000.0000
	固定資産税評価額①～③面積按分	600,000,000
	固定資産税評価額×6%【B】	36,000,000
助成金額	交付上限額	9,000,000
	助成対象経費：土地賃借料【A】と【B】のうち低い金額	36,000,000
	固定係数	4
	助成対象経費を固定係数で除算した額	9,000,000
	上記の助成対象期間按分	9,000,000
	上記の運営実績に応じた係数按分	7,378,542
	端数調整	7,378,000
	実績に基づく算定額	7,378,000

<土地賃借料 実績報告助成金算出シート>

項目/単位	説明
円	最新の契約書から転記
円	※賃借契約が複数ある場合(又は1契約で内訳が複数ある場合)は②～③に入力
円	
円	=契約に基づく金額(月額)①～③*12
円	=契約に基づく年額*(助成対象面積【☆☆】/総面積【☆】) <小数点以下切り捨て> ★実績報告書(第14号様式)「土地賃借料 契約等に基づく金額」に表示
円	固定資産評価証明書の[令和yy年度価格]を転記
円	※交付申請年度が対象
円	※固定資産評価証明書が複数ある場合は②～③に入力
円	=固定資産税評価額①～③の合計
円	固定資産税評価額①～③の敷地合計実測面積 ・総面積【☆】の範囲=固定資産税評価額における敷地範囲の場合:【☆】を入力 ・上記の式を満たさない場合:別途計測した実測面積を入力 ※固定資産評価証明書に記載されている登記地積や現況地積ではない
円	=固定資産税評価額①～③合計*(助成対象面積【☆☆】/固定資産税評価額①～③総敷地実測面積) <小数点以下切り捨て>
円	=固定資産税評価額①～③面積按分*0.06 <小数点以下切り捨て> ★実績報告書(第14号様式)「土地賃借料 固定資産税評価額×6%」に表示
★円	■交付決定内容入力 ■「助成金の交付上限額」を表示 ★実績報告書(第14号様式)「交付上限額」に表示
円	・固定資産税評価額を入力していない場合:【A】 ・上記以外の場合:【A】と【B】のうち低い金額
—	4(固定値)
円	=助成対象経費/固定係数 <小数点以下切り捨て>
円	=固定係数で除算済みの助成対象経費*助成対象期間係数 <小数点以下切り捨て>
円	=助成対象期間按分済みの助成対象経費*運営実績に応じた係数 <小数点以下切り捨て>
円	運営実績に応じた係数按分済みの助成対象経費の端数調整 <千円未満切り捨て>
円	助成金額 ★実績報告書(第14号様式)「実績に基づく算定額」に表示

(参考) 関連ホームページの御案内

実施要綱・助成金交付要綱・本手引き等の規程類について

[https://www.tokyo-co2down.jp/company/subsidy/hydrogen\\_act/index.html](https://www.tokyo-co2down.jp/company/subsidy/hydrogen_act/index.html)

**燃料電池自動車用水素供給設備  
需要創出活動費支援事業  
(土地賃借料)  
助成金申請書類作成の手引き**

□発行・編集 令和2年10月  
公益財団法人東京都環境公社  
東京都地球温暖化防止活動推進センター  
(愛称：クール・ネット東京)  
〒163-0810  
東京都新宿区西新宿 2-4-1 新宿 NSビル 10階  
TEL：03-5990-5159